

令和2年8月26日

健康福祉部薬務課

電話：043-223-2624

知事指定薬物の新規指定について（危険ドラッグ）

本日、千葉県薬物の濫用の防止に関する条例第11条の規定により、県内で濫用されるおそれがあり、かつ、精神毒性を有する蓋然性が高いと認められる5物質を、「知事指定薬物」として指定し、告示しました。

明日8月27日から、当該薬物を含有する「危険ドラッグ」の製造、販売、広告、所持、使用等が禁止され、違反した場合には罰則が科されます。

本日告示した知事指定薬物を含む危険ドラッグを持っている場合は、絶対に使用せず、千葉県健康福祉部薬務課(TEL: 043-223-2620)に申し出てください。

1 知事指定薬物として指定した薬物

(1) 4-メチル-1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類

通称名： α -PiHP、 α -PHiP

(2) N-{1-[2-(フラン-2-イル)エチル]ピペリジン-4-イル}-N-フェニルプロパンアミド及びその塩類

通称名：Furanylethylfentanyl、FUEF

(3) 2-(2,5-ジメトキシ-4-メチルフェニル)-2-メトキシエタンアミン及びその塩類

通称名：BOD、 β -METHOXY-2C-D

(4) N-フェニル-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]-2-メチルプロパンアミド及びその塩類

通称名：Isobutyrylfentanyl

(5) [1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インドール-3-イル](4-メトキシナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類

通称名：CHM-081

2 上記薬物の毒性

上記1(1)の物質は、興奮作用を、(2)の物質は、多幸感を伴う興奮作用を、(3)の物質は、幻覚作用を主とした精神毒性を、(4)の物質は、多幸感を伴う興奮作用を、(5)の物質は、幻覚作用を主とした精神毒性を有するおそれがあります。

3 上記薬物を知事指定薬物として指定した理由

上記薬物は、県の区域内において濫用されるおそれがあり、かつ、精神毒性を有する蓋然性が高いと認められる物質であるため。

4 告示日及び施行日

告示日：令和2年8月26日

施行日：令和2年8月27日

5 上記薬物の流通状況

上記1(1)、(2)、(4)及び(5)の物質は、国内での流通は確認されていませんが、(3)の物質は、国内での流通(インターネットによる販売)が確認されています。(別紙参照)

県民の皆さまへ

危険ドラッグは、「ハーブ」「お香」「アロマ」「合法ドラッグ」等と称して販売されている製品であっても、身体や精神に有害な作用を及ぼす物質が含まれているおそれが高く、大変危険です。

使用がやめられなくなったり、死亡を含む健康被害や異常行動を引き起こす場合があるため、決して摂取または使用をしないでください。

本日告示した知事指定薬物を含む危険ドラッグをお持ちの方は、絶対に使用せず、直ちに健康福祉部薬務課(TEL: 043-223-2620)に申し出て、指示に従ってください。

<参考> 条例の解説

1 千葉県薬物の濫用の防止に関する条例について

危険ドラッグを含む薬物の濫用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止し、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的として、平成27年3月に制定し、同年6月1日から全面施行している。

2 知事指定薬物について

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用(精神毒性)を有するおそれがあり、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、精神毒性を有する蓋然性が高いと認められる薬物を知事指定薬物として指定することとしている。

3 禁止される行為について

条例第13条の規定により、知事指定薬物の「製造」「販売」「授与」「所持」「販売又は授与の目的での広告」「購入」「譲受」「使用」が禁止されている。

4 主な罰則について

① 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

- ・ 知事指定薬物の製造、販売、授与及び販売等目的での所持の違反

② 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金

- ・ 知事指定薬物の所持(販売等の目的を除く)、購入、譲受け、使用の違反

〈別紙〉

知事指定薬物（3）（BOD、 β -METHOXY-2C-D）が検出された製品

（3）物品3（白色の粉末）



令和2年11月19日
健康福祉部薬務課
電話：043-223-2624

知事指定薬物の新規指定について（危険ドラッグ）

本日、千葉県薬物の濫用の防止に関する条例第11条の規定により、県内で濫用されるおそれがあり、かつ、精神毒性を有する蓋然性が高いと認められる3物質を、「知事指定薬物」として指定し、告示しました。

明日11月20日から、当該薬物を含有する「危険ドラッグ」の製造、販売、広告、所持、使用等が禁止され、違反した場合には罰則が科されます。

本日告示した知事指定薬物を含む危険ドラッグを持っている場合は、絶対に使用せず、千葉県健康福祉部薬務課(TEL: 043-223-2620)に申し出てください。

1 知事指定薬物として指定した薬物

(1) メチル=3, 3-ジメチル-2-[1-(ペンタ-4-エン-1-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド] ブタノアート及びその塩類

通称名：MDMB-4en-PINACA

(2) 1-{2-メチル-4-[(E)-3-フェニルプロパー-2-エン-1-イル]ピペラジン-1-イル}ブタン-1-オン及びその塩類

通称名：2-methyl-AP-237

(3) N, N-ジエチル-2-{[2-(4-イソプロポキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル}エタン-1-アミン及びその塩類

通称名：Isotonitazene

2 上記薬物の毒性

上記1(1)の物質は、幻覚作用を主とした精神毒性を、(2)、(3)の物質は、多幸感を伴う興奮作用を有するおそれがあります。

3 上記薬物を知事指定薬物として指定した理由

上記薬物は、県の区域内において濫用されるおそれがあり、かつ、精神毒性を有する蓋然性が高いと認められる物質であるため。

4 告示日及び施行日

告示日：令和2年11月19日

施行日：令和2年11月20日

5 上記薬物の流通状況

上記1(1)～(3)の物質は、国内での流通が確認されていません。

県民の皆さまへ

危険ドラッグは、「ハーブ」「お香」「アロマ」「合法ドラッグ」等と称して販売されている製品であっても、身体や精神に有害な作用を及ぼす物質が含まれているおそれが高く、大変危険です。

使用がやめられなくなったり、死亡を含む健康被害や異常行動を引き起こす場合があるため、決して摂取または使用をしないでください。

本日告示した知事指定薬物を含む危険ドラッグをお持ちの方は、絶対に使用せず、直ちに健康福祉部薬務課(TEL: 043-223-2620)に申し出て、指示に従ってください。

<参考> 条例の解説

1 千葉県薬物の濫用の防止に関する条例について

危険ドラッグを含む薬物の濫用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止し、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的として、平成27年3月に制定し、同年6月1日から全面施行している。

2 知事指定薬物について

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（精神毒性）を有するおそれがあり、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、精神毒性を有する蓋然性が高いと認められる薬物を知事指定薬物として指定することとしている。

3 禁止される行為について

条例第13条の規定により、知事指定薬物の「製造」「販売」「授与」「所持」「販売又は授与の目的での広告」「購入」「譲受」「使用」が禁止されている。

4 主な罰則について

① 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

- ・ 知事指定薬物の製造、販売、授与及び販売等目的での所持の違反

② 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金

- ・ 知事指定薬物の所持（販売等の目的を除く）、購入、譲受け、使用の違反

令和3年1月22日
健康福祉部薬務課
電話：043-223-2624

知事指定薬物の新規指定について（危険ドラッグ）

本日、千葉県薬物の濫用の防止に関する条例第11条の規定により、県内で濫用されるおそれがあり、かつ、精神毒性を有する蓋然性が高いと認められる4物質を、「知事指定薬物」として指定し、告示しました。

明日1月23日から、当該薬物を含有する「危険ドラッグ」の製造、販売、広告、所持、使用等が禁止され、違反した場合には罰則が科されます。

本日告示した知事指定薬物を含む危険ドラッグを持っている場合は、絶対に使用せず、千葉県健康福祉部薬務課(TEL: 043-223-2620)に申し出てください。

1 知事指定薬物として指定した薬物

- (1) エチル＝2－[1－(5－フルオロペンチル)－1H－インダゾール－3－カルボキサミド]－3, 3－ジメチルブタノアート及びその塩類
通称名：5F－EDMB－PINACA
- (2) メチル＝[1－(4－フルオロベンジル)－1H－インドール－3－カルボキサミド]－3－メチルブタノアート及びその塩類
通称名：AMB－FUBICA、MMB－FUBICA
- (3) (8R)－1－(シクロプロパンカルボニル)－N, N－ジエチル－6－メチル－9, 10－ジデヒドロエルゴリン－8－カルボキサミド及びその塩類
通称名：1cP－LSD
- (4) メチル＝3－メチル－2－[1－(ペント－4－エン－1－イル)－1H－インドール－3－カルボキサミド]ブタノアート及びその塩類
通称名：MMB－022、AMB－4en－PICA、MMB－4en－PICA

2 上記薬物の毒性

上記1(1)、(2)及び(4)の物質は、幻覚作用を主とした精神毒性を、(3)の物質は、興奮作用又は抑制作用を有するおそれがあります。

3 上記薬物を知事指定薬物として指定した理由

上記薬物は、県の区域内において濫用されるおそれがあり、かつ、精神毒性を有する蓋然性が高いと認められる物質であるため。

4 告示日及び施行日

告示日：令和3年1月22日
施行日：令和3年1月23日

5 上記薬物の流通状況

上記1 (1)、(2) 及び(4) の物質は、国内での流通は確認されていませんが、(3) の物質は、国内での流通(インターネットによる販売)が確認されています。(別紙参照)

県民の皆さまへ

危険ドラッグは、「ハーブ」「お香」「アロマ」「合法ドラッグ」等と称して販売されている製品であっても、身体や精神に有害な作用を及ぼす物質が含まれているおそれが高く、大変危険です。

使用がやめられなくなったり、死亡を含む健康被害や異常行動を引き起こす場合があるため、決して摂取または使用をしないでください。

本日告示した知事指定薬物を含む危険ドラッグをお持ちの方は、絶対に使用せず、直ちに健康福祉部薬務課(TEL: 043-223-2620)に申し出て、指示に従ってください。

<参考> 条例の解説

1 千葉県薬物の濫用の防止に関する条例について

危険ドラッグを含む薬物の濫用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止し、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的として、平成27年3月に制定し、同年6月1日から全面施行している。

2 知事指定薬物について

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用(精神毒性)を有するおそれがあり、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、精神毒性を有する蓋然性が高いと認められる薬物を知事指定薬物として指定することとしている。

3 禁止される行為について

条例第13条の規定により、知事指定薬物の「製造」「販売」「授与」「所持」「販売又は授与の目的での広告」「購入」「譲受」「使用」が禁止されている。

4 主な罰則について

① 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

- ・ 知事指定薬物の製造、販売、授与及び販売等目的での所持の違反

② 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金

- ・ 知事指定薬物の所持(販売等の目的を除く)、購入、譲受け、使用の違反

〈別紙〉

知事指定薬物（3）（1 c P-LSD）が検出された製品

（1）物品1（紙片）

